# 平成20年度 都市計画審議会

日 時	平成 2 0 年	5月27日(火) 14:00~15:35
会 場	北館4階	教育委員会室
出席者	会 長	森津秀夫
	委 員	中尾英夫,平山京子,内田 敬,幣原みや,松木義昭,長野良三
		徳田直彦,山口みさえ,小路剛志,百々順一,姉川昌雄
	事 務 局	岡本副市長,大瓦技監,佐田都市計画担当部長
		林都市計画課長,岡松まちづくり・開発事業担当課長
		東都市計画課課長補佐,野々上都市計画課課長補佐
		鹿嶋まちづくり・開発事業担当主査
4 124 - 13 -		
会議の公表		0 BB 45 0 BB 45 0 0 BB
		公 開 非公開 部分公開
	. H. A. 88	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	<非公開	部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	·	人

#### 内容

#### 1 議題

## (1) 説明事項

阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)景観地区の決定(芦屋市決定) 芦屋景観地区の決定

## (2) 報告事項

阪神間都市計画区域区分(県決定)の見直しに伴う芦屋市素案について 広域都市計画基本方針(兵庫県)について

### 2 審議

事務局(林)それでは定刻の時間になりましたので,只今から芦屋市都市計画審議会を開催させていただきます。私はこの4月の人事異動によりまして都市計画課の課長ということになりました林と申します,よろしくお願いいたします。本日,本審議会の進行役を努めさせて頂きますので,よろしくお願いいたします。

それでは会議に先立ちましてお手元の資料の確認をさせて頂きます。事前に配布させていただいた資料以外に,本日お席の方に会議次第,委員名簿,それと兵庫県が策定しております「広域都市計画基本方針」を配布させて頂いております。揃っておりますでしょうか。

それでは,次に会議次第2番目の新委員の紹介をさせて頂きます。時間の都合もございますので,事務局からの紹介をもって自己紹介に代えさせて頂きたいと思いますので,よろしくお願いします。

この4月の人事異動により「国土交通省近畿地方整備局」から小路委員,それから 「兵庫県阪神南県民局」より百々委員が就任されております。

本来であれば、山中市長から直接辞令交付するところでございますが、都合上、お

席の上にお配りしております,辞令書の交付に替えさせて頂きたいと思いますので, よろしくお願いします。

それでは,森津会長さま,ご挨拶と引き続きまして,会の進行をよろしくお願いいたします。

森津会長 それでは進行の方を進めさせて頂きたいと思います。今回から異動で代わって頂いた委員も居られるわけですけれども,我々も5月末の任期終了間際となって開催ということになったわけですけれども,お集まりいただいてどうもありがとうございます。

それでは早速まいりたいと思います。まず例によりまして、公開についてです。 芦屋市の情報公開条例第19条では、一定の条件の場合で委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合を除き、原則公開としております。

一定条件とは同条例第19条の第1号では,非公開が含まれている事項について審議,審査,調査等を行う会議を開催するとき,第2号では会議を公開することにより,当該会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生じる場合に規定されております。本日の議題につきましては,特に非公開とすることはございませんので,公開するということにしたいと思いますが,ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

本日の傍聴希望者はおられますか。

事務局(林)1名おられます。

森津会長 それでは,入室お願いいたします

(傍聴人入室。)

森津会長 それでは,議事に入りたいと思いますが,まず事務局から本日の会議の成立について報告をお願いいたします。

事務局(林)会議の成立について,事務局から報告させて頂きます。本日の出席状況, 委員15名のうち12名の方にご出席いただいておりますので,過半数を超えており ます。従いまして,会議は成立いたしております。

森津会長 次に,本日の会議録の署名委員の指名をさせて頂きたいと思います。本日 は内田委員と山口委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは,議事の3,議題のところにまいりたいと思います。本日の議題は,会議次第に記載されておりますとおり,説明事項の1件と報告事項2件でございます。

まず,説明事項の阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)景観地区の決定, 芦屋市決定ですが,芦屋景観地区の決定について事務局から説明をお願いいたします。 鹿嶋まちづくり・開発事業担当主査 都市計画課の鹿嶋です,よろしくお願いいた します。それでは,説明事項の「阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画) 景観地区の決定,芦屋景観地区の決定」について,説明いたします。恐れ入りますが, 座って説明させていただきます。

今回説明いたします「芦屋景観地区」でございますが,こちらは,景観法に基づきまして,都市計画の地域地区として決定を行なおうとしているものでございます。

事前に配布をさせて頂います,お手元の資料の2枚めくって頂きました2ページを

ご覧頂きたいのですが,まず初めに景観法に基づきます景観地区を活用した景観行政 を進めていくということを検討するに至たりました背景と,検討を行なう上での方針 について簡単に説明させて頂きたいと思います。

まず,背景についてでございますが,平成7年の阪神・淡路大震災によりまして, 壊滅的な被害を受け,市内各所で美しい住宅地景観についても多大な被害を受けました。

街の復興に至りましては,残された景観を保全するとともに,より魅力ある景観の 創出,芦屋らしい都市景観の実現を目指しまして,平成8年10月より芦屋市都市景 観条例を施行いたしまして,それに基づき届出されました大規模建築物等の計画に対 し,指導助言をおこなうとともに,景観に大きく影響を与える様な建築物等につきま しては景観アドバイザー会議において,個別に事業者・設計者と協議を行いながら, 行政指導を行なってまいりました。

しかし,自主条例によります指導・助言ということで強制力が弱く,協議内容が活かされないという実態や,社宅・邸宅の土地の細分化やマンション化により,まとまりのある住宅地景観が失われつつあり,景観協議の実効性を高める新たなシステムの構築が必要であるという課題を抱えておりました。

そうした中,平成17年6月に景観法が全面施行されまして,国土交通省による「一般市街地における誘導型景観地区策定手法に関する調査」という調査が芦屋市を対象にして行なわれました。そこで景観地区制度によります景観誘導を想定した景観法の活用方策の検討がなされました。

この調査結果を受けまして,芦屋市の優れた景観施策である景観アドバイザー会議によります「協議型の景観行政」を活用しながら,景観法に基づく景観地区の認定制度によりまして,景観協議の実効性を高める方策といたしまして,市内全域を「芦屋景観地区」として都市計画を決定し,これまでの大規模建築物等の指導基準を継承しつつ,認定制度を活用することにより景観指導の実効性を高める,また,大規模建築物以外の建築物につきましても屋根や壁面の色彩について基準を設け,景観の保全・創出を行なって行こうとするものです。

また、今後の話になりますが、芦屋川沿岸など特に特徴のある景観の保全・育成が 求められる地区につきましても「特別景観地区」として都市計画を決定していくこと としております。

それでは、続きまして、資料の12ページをご覧頂けますでしょうか。

こちらは,現在行なっています,先ほど申しました,現行条例の協議の流れと,制 度改定をいたしました後の協議の流れを示したものでございます。

まず、上段に示しております現行制度でございますが、計画の規模によりまして大規模建築物等の届出がなされ、景観に大きく影響を与える一定規模以上の建築物につきまして、また非常に大きな、超大規模建築物と書いておりますが、そういった非常に大きな建物につきましては、景観アドバイザー会議におきまして、個別に事業者・設計者と協議を行い、指導・助言を行なってきました。その指導・助言に対し、事業者から回答を受け、届出書を返却、その後、確認申請等の必要な手続きがなされて工

事を着工されるといった様な流れでした。

しかし、冒頭の説明でも申し上げたとおり、自主条例によります指導・助言と強制力が弱いということで、協議内容が活かされないまま工事が着工されるといった様なケースがありまして、それを非常に課題というように考えておりました。そこで、景観指導の実効性を高めるためということで、景観地区の「認定制度を活用した手続き」ということで中段に制度改訂後のフローと書いている流れの方を検討いたしました。

こちらの流れでは、計画の規模によりまして「大規模建築物」と「その他の建築物」ということで2つに分かれまして、大規模建築物につきましては、図の中の一番右端の緑色で示しております、「景観法に基づく認定手続き」といったものの前に、オレンジ色で示しております「自主条例に基づく手続き」である事前協議というものを義務付けを行います。この事前協議では、今回は資料としてお付けしておりませんが、市の示します「景観の読み方・見解書の書き方の手引き」といったものに基づいて、事業者に周辺景観を読み取らせ、また、その見解を示した見解書のといったものを作成させ、それをもってアドバイザー会議で協議を行なっていくといったことを考えております。

その協議の中で,当該計画地の置かれている周辺状況でありますとか,景観特性について個々個別の協議を行ない,適切な景観配慮の方法等について指導を行なっていくといったように考えてございます。

そして、認定申請には先ほどのアドバイザー会議での協議結果を踏まえて、見解書の というものを訂正いたしました見解書 、図でいいますと水色の部分ですが、見解書の を申請図書として提出させ、認定申請をさせる。見解書の を見ながら協議結果が如何に反映されているか、といったものを図の紫色で示しております、評価・指導書といった協議をまとめたものを参照しながら、認定申請を行なうといったことで実効性を高めようとするものです。

また認定申請を行うに当たりましては、周辺状況との調和の観点など、景観の質に 大きな影響を与える事項の審査につきまして、認定等の手続きを円滑に進めるといっ たことで、専門的な見地を得るための「認定審査会」という第三者機関を設けまして、 そこからご意見をお聞きして、認定の審査を行なっていくといったように考えており ます。

一方,大規模建築物以外の「その他建築物」につきましては,屋根や壁面の色彩について,審査を行なって行くといったような流れでございます。

認定審査に際しまして,用いる認定基準でございますが,これは「芦屋景観地区」の「建築物の形態意匠の制限」として定められたものということになります。資料の3ページに戻って頂きますが,3ページの「計画書」といったものがございますが,こちらの中身ですね,こちらの建築物の形態・意匠の制限の内容がまさしく認定基準といったようなものになります。

また,8ページからA3横の表で11ページまで続いておりますが,現在行っております条例の指導基準といたしまして,現行の大規模建築物等指導基準と今回定めよ

うとしています認定基準が真ん中,そして右にガイドラインとこの3つのものが比較 された表をお付けしております。

認定基準につきましては,表の一番左にあります現行の指導基準である「大規模建築物等指導基準」を継承したものとしておりますが,実際の記述としましては,定性的な記述にとどめまして,景観特性の違う個々の計画に対応できる様なものとしまして,個々具体の景観配慮の方法等については,表の一番右側のガイドラインというところで例示することで認定基準を補完していくといったような考え方で構成をしております。

そして一番最後, 15ページになりますが,決定までのスケジュールということで 日程表の方をお付けしております。

本日5月の下旬ということで,都市計画審議会を行われました後,7月にパブリックコメントを行ないまして,8月に都市計画審議会及び都市景観審議会の方へ事前審ということで,お諮りをいたしまして,9月に縦覧を行い,10月に本審ということで,諮問をさせていただくといったスケジュールで予定をしております。

また,平行いたしまして条例改正の手続きについても進めて行くこととしまして, 12月議会のほうに上程を行なうといったように考えております。

なお、認定制度という強制力の強い制度ということになりますので、周知期間が必要ということで、平成21年、来年の4月1日に条例の施行ということを考えておりまして、都市計画の決定告示につきましても、同日21年4月1日ということで考えております。実際の運用といたしましては、平成21年度からの運用というようなことで考えております。

以上簡単なご説明となりましたが,芦屋の景観地区といいますのは,アドバイザー会議による協議型の景観誘導を維持しながら、実効性を高めること,現行の大規模建築物等届出制度における指導基準を継承しつつ,定性的基準よる景観誘導を基本とすること,また,戸建住宅等の小規模な建築物についても,屋根や壁面の色彩の基準を設けることによって,景観の保全・創出を行なっていくといったことを念頭に検討を行なってきました。

こうした検討にもとづきまして,市内全域を対象にいたしまして「景観地区」の指定を行うことで,本市のより良い景観の継承と,優れた都市景観の創造を実現していきたいといったように考えております。

非常に簡単ではありますが,説明を終わります。

森津会長 はい。それでは事務局からの説明は以上でございますけれども,ご質問・ ご意見ございましたらどうぞおねがいします。

松木委員 建築確認業務との関連はどうなるのかということが一点。それから今回,都市景観法による認定制度を導入するということですけれども,そのことによってより実効性を持たせるということなのですけれども,はたしてこれが実効性がある様になるのかどうかというのが疑問なのですが,その二つを教えてもらいたい。

森津会長 じゃあお願いします。

東都市計画課課長補佐 都市計画課の東と申します。景観地区による認定制度という

のは、今まであります建物を建てるときの確認申請とはまったく別枠で出来ておる制度でございまして、認定に合致しないものについては、工事が着工できないということになりますので、直接的なリンクはしていないという理解をしております。確認は確認、認定は認定ということで、各々通らないと工事が着手できないということになるのかなと。

それと、景観地区を指定することによって、実効が本当に高まるのかという質問ですけれども、今説明させて頂きましたように、この認定が通らないと着手が出来ませんので、そういう意味では今まで行ってきておりました、行政指導という枠を超えて、実質的な工事を着手できないということになりますので、確実に実効が上がるというように思っております。ただ一足飛びにこの制度が出来たから、すべてのものを着工出来ないようにするというような運用はなかなか難しいだろうと思いますけれども、少なくとも芦屋市の景観に馴染まない、こういったものは建てるべきでないということにつきましては、認定しないということで着手が出来ないことになりますので、そういった積み重ねを持って、より良い芦屋市の景観の創造ということが可能になると考えておりまして、この制度を取り入れるようにしたということです。

松木委員 今までの指導助言では実効性が伴わないというのは,これはあくまでもお 願いでね,そんなのは聞けるかいと,憲法で保障された財産権の行使やということで, 確認さえもらったら,今までは建物は出来たのですよね。それに対して,やはりこれ ではいけないから、景観法が出来てその中で認定制度があって、それを本市でも取り 入れてね、やって行こうということは判るのですが、そうすると今ね、確認とは関係 ない,リンクしていない,ただ着工できないと,認定をしていなかったら着工できな いと,そこで歯止めは掛かるということで,ある程度強制力がそこで働くということ だろうと思うのですけれども,じゃあ誰がどういう基準でどうやってそれを判断する のかということになってくるのですよね。まあ,ガイドラインだとか色々示されては おるのですが、個々の建物についてですよ、現地に行って、これはちょっとふさわし くないなとかね,いやふさわしいとかね,事前にそれが色とかデザインとか色彩とか そういうことまで判っておれば、それはそれでいいとは思うのですけれども、建てる 途中で色彩なんかは業者はだいたい決めてくるのですけれども、そういう場合にそこ でストップを掛けられるのかという,そういう問題が出てくるのですけれども,それ はどうなのでしょうかね。事前に色分け全部決めるのだと,決めてもらうのだという ことであればそれはそれでいいかも判りませんけれどもね。それからもう一つ付け加 えていったら,例えば景観を優先するということになってきますと,ここで書いてあ りますように,長辺方向への建物をね,今まで東西に建物というのは配置をするので すけれども、これを南北に配置するという、180度違ったようなガイドラインが示 されているのですけれども、本当にそんなことがね出来るのかどうかということが出 てくるのですけどもね,それは誰でも南に日当たりが良いように,風通しが良いよう にということでそういうふうにするのですけども、南北に長辺方向の建物をするとい うことになってくると,非常に採光とかあるいは風通しとかなってくると非常に難し い,そうすれば確かに見晴らしは良くなりますよ,裏の人はね,海が見える,山も見

えるということでね。だがそこら辺のところで非常に難しいこの問題をこれははらんでいるし、基準をどうやって決めていくのか、高さだとか建ペイだとかというような数値でパッと決められるのでしたら、それは簡単なのだが、だけども非常に普通というか、この人によっては客観性のない、そういうようなものが出てくる、俺は赤が好きだ、俺は茶色が好きだ、青色が場合によっては好きな人もいるだろうし、それはどうやって景観にマッチした色ということで、決められるのかということが僕は疑問に思う。そこら辺のところを教えてほしい。

東都市計画課課長補佐 松木委員がおっしゃる意見は至極当然なことだと思うのです けれども,今までやっておりますアドバイザー会議という施策といいましょうか,協 議型の景観行政というのが評価されるものであると理解しております。そういう意味 で委員がおっしゃられるような、いわゆる定量的な数値などがきっちり決まってです ね、それを満たせばいいというような形の景観行政というのは、すごく判り易いとい うものではありますけれども,ちゃんとやって行こうという景観行政では不十分であ るというように考えております。という意味で、今まで積み上げてきておるアドバイ ザー会議を,そのまま延長した形の協議型の景観行政が,景観行政としてよりベター であるという認識のもとで,今まで行ってきた指導・助言では実効性にいわゆる問題 があるということですので、それを実効性を高めるということだけを念頭において、 今回の景観地区の指定をしようとするということであります。ですから,アドバイザ 一会議が全てということでは当然ございませんけれども,今までやってきておった設 計者であるとか事業者であるとか,そういった方の同席のもとで芦屋の景観の現在の 状況の把握,それと新しい景観の創出という大きな視点から,双方の三者の協議を行 いまして,その中で実現可能であると,あるいはこれだけは守って頂かなくてはいけ ないということを,その協議の中から洗い出ししまして,それを議事録を先ほど説明 しました紫色の部分で双方確認して,それを実現すべく意見書 を出していただいて, それを実行していただく。ですから協議内容そのものの議論があった重要な議論につ いて,協議があったこと全てを満たさないとそれは認定しませんということではなく て、その内のいくらかを守っていただいて、今まで実効に欠けていた部分を少しでも 良くする、そういったことの積み重ねで芦屋市のいろいろな地域での建物がこうある べきだという認識を双方共有することを,どんどん広げていってですね,更にそれの レベルを上げていくことが出来るのではないかと、そういうことですので、先ほど委 員の指摘のありました,定量的な景観地区の内容というのは,なるほど判り易いこと ではありますけれども,逆にそれさえ満たせれば,後はどうあっても良いというよう なことになりかねませんので,我々が長年続けてきた景観行政のアドバイザー会議と いう意味が,逆にまったく意味をなくすということになりかねませんので,そういう ことのない、今までのやってきたことを継承すると、その見地で今回の景観地区の指 定をしようとするものですので,なるほど運用そのものは難しい部分があるのかも知 れませんけれども,当初説明しましたように,一足飛びにこれをやったからここまで 一気に上がるというものではなしに最悪の状況を回避しながら,それを積み重ねるこ とによって,より良い景観を創出しようとするものでございます。

松木委員 だけどもね,具体的な事例が出てこないとなかなか判断しにくいと,だか ら現場の担当者というのはものすごくこれから大変な判断といいますか、それを相手 さんとやらないとあかん,それで相手さんが従わなかったらどうするのかと,非常に 困難な仕事になろうかと思うのですけれど。確かに景観というのは今までのように規 制だけではあかんしね,誘導というか皆が景観を大事やということを根底に,皆がそ ういう認識を共有化することによって、その地域が全体としての芦屋市の景観を守っ ていく、或いはこれから良いものに創り出していくという、そういう方向に行こうと いうふうに僕は思うのですけども,ただ意図するというか,それと具体的な現場での 実態的な具体的な事例との齟齬というのがこれなかなか非常に難しいのと違うかなと いうことで今問題提起をしたけれども、それらについては、これからもやっていかれ るということを期待を致しますけれどもね、それからもう一つ最後に、やっぱり誘導 ということをこれから考えていかなきゃいけない,規制だけではあかん,そうなって くるとやっぱり地域に住んでいる住民さんたちが、自分たちが住んでいる地域の景観 をどうやってより良いものにしていくかということをやっぱり考えて,ただ単にここ でパブリックコメントを求めて周知期間を設けたからそれでいいというふうには僕は 思わないのです。従いまして、今地区計画で今度三条南町なんかでも、地元で色々こ れから話し合いをして,最終的な地区計画を決めるという作業をされておりますけれ ども、そういう作業を全市的にやっていって、例えば三条の昭和初期の家並みなんか を守っていくとかね,そういうふうな気分が盛り上がってきて,初めてですよ,じゃ あその街並み家並みを守るときには、修繕するときには助成金を出しましょうとか、 税金の面で若干割引しましょうとか,そういうふうなことまで考えていかないと,た だ単に規制だけでね街並み,いわゆる景観がね,良いものにはなるとは僕は思わない。 そこら辺まで考えて頂きたいなと思うのですけれども、どういうふうに考えておられ るのか,ただ単に規制だけだということであれば,僕はおかしいなと思いますけどね。 東都市計画課課長補佐 先程来説明しておりますけれども,現在行っている景観行政 のあり方としてのアドバイザー会議の実効を高めることが目的であって,今回の景観 地区の指定はそれ以外のものでは基本的にはないのです,ただ大規模建築物の届け出 の必要なラインの整理はする中で、今まで届出が必要でなかったものについても、最 低レベルであります建物の壁や屋根の色等については追加で指定はしておりますけれ ども、今やっていることを変えるということではなくて、今やっていることをそのま ま続けるということで,ただ実効性を高めるということだけのことです。それで今お っしゃられている,議論につきましては当然のことでありますので,今回,地域地区 の景観地区の指定という選択をしておりますけれども,県の協議の中でも景観行政団 体ということについての意向についての確認もされておりますし,それを取ることに よって景観計画を作るということで、それ以降はそういった重要建築物であるとか、 そういった助成の対象なり、行為が出来るようになりますので、早急に今ある景観行 政の実効を高めるということをした後はですね、そういった方向についても検討しい き,実行していきたいと思いますし,最後に特別景観地区というような形で説明をさ せて頂きましたけれども,特に特別なエリアである,例えば芦屋川の沿岸であるとか, そういったとこについては別枠で,また,基本的には上乗せ,或いは別の観点からの 景観上の重要な所を取り決めしていくということで,あくまでも,これは現在ある協 議についての実効性を高めるということを保証する行為を初めてですね,その後,景 観をより高めるという作業については順次,計画的に行っていきたいというふうには 考えています。

平山委員 2 つあるのですが、1 つめは 2 ページの所の 2 段落目の最後の方の"自主 条例による助言・指導では強制力が弱く、デベロッパー等による開発事業においては、 協議内容が活かされない実態があります"というこのデベロッパー等による開発事業 でどうして協議内容が活かされなかったのかという事例を一つ教えて頂きたいと,2 点目は先程ちょっと話が出ました,建築確認との関係ですけれども,今回の制度を改 正した場合に、建物全部が入ってくる、つまり戸建ての小規模なものでも対象になる ということですので,芦屋川沿いのお屋敷が細分化されて,ちょっと家を建てようと 思われた方が建築確認を出されて、一生懸命色々設計協議をして、建築確認まで持っ ていって,出したけれども変更があって,設計変更をしてやっと建築確認が通ったと, その段階でおそらく建物形状が固まるわけですから,じゃあ次景観の方を出そうかと, そういう順番になるのでね,それで例えばその他の建築物ですので,市の認定申請を 受けて、色彩のみということですけれども、それでOK頂いて審査期間30日があり ますけれども、その他の建築物の場合はどれぐらいなのか、具体的に想定した場合に、 いろんな方が建築をやろうとするときに,確認も取らないといけないし,こちらの景 観もやらないといけないという時に、どういうスケジュールを組んだら良いのか、具 体的にイメージが出来ないと思うのですね。その辺の確認申請とこの景観の方の基準 を守って行くというのは,実効性を高めたいとおっしゃっていることと,如何にこう うまく噛み合わせていくかというのを、モデル的なことを何かそちらでこれを考えら れておられた時にあれば、どうぞそれも一つ教えていただきたい。

東都市計画課課長補佐 協議内容で実行されない事例ということですけれども、アドバイザー会議にかける時間的なポイントにもよるのですけれども、今までですといわゆる基本設計が出来た後ぐらいでかけて頂くと一番良いのではというようなお話をさせて頂いているのですが、一定協議した内容が反映できる時期であり、少なくともボリューム等の大まかな計画が出来ている段階で協議をしていただくと、ただ任意の時期にアドバイザー会議を開いておりますし、基本的に月1度というようなペースでやっておるものですから、なかなかタイミングが合わないところがあります。それと、芦屋の現風景を基本的に残すという基本姿勢を持っておりますので、例えば大きな木であれば、建物がそこに乗っかるという、物理的に残せないところは別としまして、建物の周辺にある木につきましては、出来るだけ残していただくと、いうようなお願いをしております。ですから施工上の問題も含めて、最終的には金銭的な問題に絡むことにつきましては、なかなかやって頂けないというようなことがあって、具体的にいますと、例えば一番景観上に問題があるというのは、敷き際というか道路際の建物と道路の皆さんが前を通るときに認識できる部分において、それの仕様をより良い物にして頂けないかと、例えば建物の地下にある駐車場のアプローチの舗装を、コン

クリートの舗装ではなしに、少なくとも見せる部分についてはタイル貼り等のよりグ レードの高い仕様にしてほしいと、そういった細かい所も含めたことについて、費用 的な面であるとか,施工上の問題があるとかいうようなことで,具体的にいいますと, 建物の配置の中で例えば東・南とあと2m配置をずらせば,この大きな木が残せるの ではないでしょうかという話の中で協議して、一度検討してみますというようなこと があって、配置そのものが移動できるかどうかとか、施工上の問題で結果的にやはり 出来ませんでしたというようなことが何回かありましてですね,その回答がでるまで にこちらの事務局ともアドバイザー会議が終わったあとの確認の作業の中で、それで はこういうことが出来ませんでしょうかというような,細かいやり取りも積み上げて, 最終的にはここまでしか出来ませんでしたというような結論になった部分が沢山あり ます。その部分について、そもそもこの敷地というのは周辺環境の中でこういうとこ ろがポイントですよというようなところを事前に双方確認してですね,それがお互い 重要であるということを踏まえた計画にして頂くというのが,今回の見解書 を作る ガイドライン等の市の景観に対する考え方を事前に示して,それに出来るだけマッチ したものにして頂くというようなことで双方の齟齬があまりないような形の仕組みを 作って行きたいというように考えております。

小規模のことに対して、確認との関係が判り難いというか、計画が終わってから駄 目だしされても困るというようなお話ですけれども、先程の資料の12ページのフロ ーのところで書いておる部分があるのですけれども、一番上の現行協議のフローの中 で,上段の大規模建築物と下段の超大規模建築物とそれに至る矢印の中で破線で囲ん でいる部分ですけれども、上が1・2低層については高さが8m超えかつ建築面積5 00㎡超えを対象に大規模建築物の届出をして頂くと,下の部分は1・2低以外のそ の他の地域につきましては,高さ10m超え又は建築面積1,000㎡を超えるもの を現在,大規模建築物の届出対象にさせて頂いております。それで上の部分の8mか つという「かつ」の部分で建面500㎡ですので、かなり対象が絞られて来ておる現 実があります。片やその下の段のその他の地域は高さ10m又はということで,建面 1000㎡超えということになっておりますので,この高さ10m超えるという建物 につきましては,戸建ても含めて,それも建築基準法上で取る建築物の高さではなく て,物理的な高さが10mを超えれば届出の必要があるという実態がありますので, この辺で1低・2低の部分での届出対象とそれ以外の対象とが乖離しているというか 対象の基準が離れすぎているというのが実態としてありましたので,それも整理を含 めまして,中に書いておりますところの,下の大規模建築物の手前にある同じ破線で 囲まれた中に,1低・2低は高さ8m超えかつ床面積が500㎡を超えるということ にさせて頂こうかなと,これについては建面ではなしに床面という形の部分,ですか ら一般住宅標準と言って良いかどうか判りませんけれども、たとえて言うならば、浜 の埋立の今現在南芦屋浜とか,高浜で販売している土地の面積というのは200㎡か ら 250 ㎡の間が多い,例えば 200 ㎡で行きますと建ペイ率が 40%ですので,容 積が80%ですから,それを標準と言って良いのかどうか判りませんけれども,少な くとも浜でいうところの大多数の建物は200㎡の80%で160㎡ですね,ですか

らそういった戸建てについては対象外になるというようには思っております。続けて説明しますとその他の地域 , 1 低・2 低以外の地域につきましても , 高さを 1 0 m超 えかつ床面で 5 0 0 ㎡超えということで...

森津会長 多分聞かれているのはそこのところの話ではなくて,特に大規模にならない場合の建築確認の手続きと,こちらの方の認定の手続きとのタイミング,そこがどうなのかということを聞かれていたかと思うのですね。

東都市計画課課長補佐 それで,今言っている大規模建築物以外の,その下記以外の建築物と書いている部分については,基本的には戸建て住宅などは下の大規模建築物には一般的には該当しない。戸建てで大規模建築物に該当することも当然出てくると思いますけれども,延べ床面積が500㎡超えるというのはかなりの大きさの戸建てでないと対象にはならないと思います。その他の建築物につきましては,先程も説明しております,外壁等の色の定量的な部分だけの判断になりますので,協議をしてこれがだめになる,いいとかではございませんので,それは簡単にスルー出来る手続きにしておりますから,確認がとった後ひっくり返るというようなことにはならないと思います。

平山委員 そうすると、今のお話伺っていると、大規模建築物でしたら、基本計画段階ぐらい、建物の実施設計に入る以前ぐらいから協議に入らしてもらいたいのは、アドバイザー会議のほうの考え方ですよね、私は最初は小規模な建物のことについて伺おうとしていたのですけれど、今、東さんが一生懸命大規模の方を説明して頂いたので、そっちの方に目を移しますが、これはそういうことを考えれば、初期段階といったら変ですけれども、割と早い時期にこちらのアドバイザー会議、事前協議に同時ぐらいに入ってもらいたいという感じなのですか?タイムスケジュールはどういうふうに考えたらいいのかなと。

東都市計画課課長補佐 基本的に現在やっている行ない方と変わらないというのが大 前提で,現在も住みよいまちづくり条例に基づく事前協議の中でこの景観協議という のがなされておりまして,事前協議の一つの部分としての都市計画課の景観担当の協 議が入っておるということになっております。ですからたいていの場合というかタイ ミング的には先程いいました基本設計が終わったというところですけれども,こちら の見解書を書く手引き等の中でですね,どうしても判らないとか,窓口との確認でも 判らないということでしたら,極端な話で言いますと敷地が特定された段階で協議を されても,一定の協議が出来るというように,先生方の確認が出来ておりまして,そ ういったレベルのまったく基本的なレベルでの協議ということであれば,一定の効果 が出ると認識しておりますので,それは申請者側が認定制度の中で一番困るのは,不 認定の結果が出て着工できないということですので,自分のやりたい事とかいろいろ な事情の中で、こちらがお示ししている基準に合致しない、或いは判らない事につき ましては,予めこちらに相談して頂けるなり,協議をお返しするなりのことを判断し て頂いて、トータルで先程言っている住みよいまちづくり条例の事前協議も含めて、 この認定制度のスケジュールに則った取扱をして頂けるものだと思っております。で すから基本的には,今やっているやり方事前協議も含めた建物を着工するやり方と大

きくは変らないと理解しております。

平山委員 そしたら最後に不認定が出たらば,結局着工できないということになるのですね。

東都市計画課課長補佐 そういうことです。

内田委員 大規模なものについては、協議の手続きをするということであまり心配しないのですけれども、小規模なその他のものが集積して、集まって形成される地区の景観というので見ていくときに、どんな漏れがあるのかなという事で伺いたいのですけれども、今回景観地区という事で、網掛けるのが全域バッサリで、その中で環境の保全という観点でいえば非常に効果が出るでしょうけれども、もう一方の創出、創造という文言を良く使われていますけれども、創出となってくると、異なる地区であれば、違うようなものを求めるとかですね、或いは新たな都市景観とかという話になって来たときに、当初は非常に斬新な新規な物であっても、ある程度許容していくというようなことが必要になってくる場面もあろうかと思いますけれど、そういった時にここでの考え方としては、特別景観地区というものを指定することになるのか。

それから4ページの表の下のところを見ると,認定の特例というのがあって,まあ,抜け道が一応用意されているのかなということなのですが,これらの戸建て住宅の集積,なになに地区とかいうときにどうされるのですかね,他のところと違うような家を建てて,或いはその辺一種個性的なものが沢山あることによる地区景観を作りたいと住民が合意したとしてですね,特別景観地区として指定するのか,或いは地区計画を定めることによって,上乗せではなくて,はみ出しなのですかね,特例的な特区的な扱いをやっていくのか,或いは個々の住宅の施主がこの特例を,認定申請のときに特例を申請するということが可能なのかどうか教えてほしいのですけど。

東都市計画課課長補佐 特例前提でありきということはなっていませんけど,特例が 可能ということになっております。先程の認定委員会の中で特例の判断をさせて頂く ということになるのですけれども,先にお配りしております資料の8ページ,A3横 長の一番端のガイドラインの部分でありまして,それの上から2つめ, の項目にな ります、「項目別基準は一般基準を各項目に展開したものであるが、立地によっては、 各項目別基準に示す方法以外に一般基準を満たす方法もあると考えられ,またその逆 の場合も考えられる。」というようなことで,項目別基準の個々具体的に示している 内容をクリアするというのが一般的なやり方ですけれども,それによらないでこの一 般基準を満たすというような方法もありますよ,というようなところで特例の部分と ですね,景観の創出という部分を阻害しないようなシステムにしておきたいなと思い ます。ただ,戸建て住宅の集積で景観が出来るというお話ですけれども,先程から言 っています、現在行われておる景観行政の基本的なラインをそのまま継承しながら実 効性を高めるということだけを付加したいということで進めておる内容でございます ので、景観を高めたいという要望と現在の芦屋市のマンパワー等含めた組織のありよ うも含めて、出来ることと出来ないことがありますので、現在のやっていることその ものを継承していくというレベルで、取敢えず今回は景観地区の指定をしていって、 先程からいっている,得に保存・育成していく部分がございましたら,特別景観地区

という形で上乗せであるのか、別個であるのかそういった地区指定をして、より芦屋の個々の地域での特性を伸ばして行くような手立てもやっていくということになりますので、現在の景観地区においては対象を大きく変えないやり方でやっていって実効ある景観行政をやりたいという段階でございます。

内田委員 もう一つ、そうなってくると、どちらでも泳げる様になっているかと思うのですけれども、実務運用上は認定審査の市の役割だったり、認定審査会の役割というのがかなり大きくなる様に思うのですけれども、認定審査会というのはどれぐらいのロードというか開催頻度というか常置期間ではどんな運用を想定されているのですかね。

東都市計画課課長補佐 まだ具体的なメンバーも含めて、こうだということがお示し出来てはいませんけれど、基本的に少なくとも手続きを含めて認定審査会を通るという、全ての物件が通るということになり、そして当然、特例とかいうお話になりますと、そういった議論を相当前からやって行く必要がありますけれも、アドバイザー会議の議論を踏まえて、認定をしていくということなので、アドバイザー会議が全てでは当然ございません。

内田委員 私が主に関心があるのは、大規模じゃない方の取扱いなので、大規模の方については協議もあるし、あまり心配はしていないのです。

東都市計画課課長補佐 大規模じゃない方につきましては,今のところ現在もやっていない外壁の指定色の規制を若干上乗せさせて頂くということで留まっております。 内田委員 ですから最近全国ニュースになっています,楳図邸の話とかありますけれども,あれはもちろん価値判断で色々ある訳ですけれども,ああいったような施主が出て来たときに,周りの住民もそれでいいじゃないかと言ってきたときに,じゃあどのような形になるのだろうかということになるのですが。

東都市計画課課長補佐 基本的には,各々の色がですね,個々でお示ししているマンセル値等をクリアしておれば認めざるを得ない。

内田委員 それがOKであればいいのですが、それを特例を認めるかどうかというのを、ただ書いているだけで、実際は当面運用しないという形なのか、それとも真面目にそいういったものが出てきたときには、認定審査会の方で審査できる様な体制を行えるとするのかによって、かなり将来の景観のあり方って変ってこようかと思うのです。

東都市計画課課長補佐 フローでお示ししておりますけれども,この認定審査会の意見を聴く矢印双方にやっている分がありますけれども,下の段になっておるということですので,大規模建築物の方。

内田委員 こちらの方には入っていない訳ですね。

東都市計画課課長補佐 入っていないです。

内田委員 あまり想定されていないということですね。

東都市計画課課長補佐 補足で説明させて頂きますと、大規模じゃない小規模部分の 規制内容というのは、4ページにお示ししております、表の中の一番下のその他の建 築物というところになりまして、外壁の色の1番に書かれていますように、芦屋の景 観色を念頭に,高明度,低彩度を基本とし,周辺環境との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること,という一般的な基準の文書があって,具体的にはマンセル値で次を満たすことで示しております。

内田委員 ですからその辺が,逆にはっきり書いてあるだけに,特例が欲しくなるような事例が出てこようかと思うのですけれども。

東都市計画課課長補佐 現段階では、大規模じゃない部分については、そういった特例の審査ということではなしに、今現在行っている行政指導の範囲の中でですね、前文であるところの周辺環境に調和したという様なところを配慮したという様なところを持って、行政指導の範囲でやるという形になろうかと思います。

内田委員 そこの所は当面,特別景観地区であるとか,或いは地区計画の方で考えていくということでよろしいですね。

東都市計画課課長補佐 そういうことです。

中尾委員 非常に認定基準でいうのは抽象的ですよね,この抽象的な,近隣協議したときに大規模でも小規模でもあれですけれども,認定書というのはどの程度のものが発行されるのですかね。非常に具体的なことが記載された認定書が発行されるのでしょうか。

東都市計画課課長補佐 認定書というのは、いわゆる協議した内容についての、まとめの話であるのか、不認定に対する、どこの部分が不認定であるかというような話なのかと、双方について説明させて頂きますと、アドバイザー会議の中の協議内容の議事録的なものといたしまして、先ほどらいから説明しております紫色の評価・指導書という分については、結果としてこの内容は双方が確認した内容ですねという議事録的なものを整理いたしまして、基本的に公表しながら内容を整理いたします。それについては個々具体的な話、協議の上で決まったということで、具体的になったもの。それと認定審査会等を通じて不認定になった場合につきましては、当然不認定になった理由も明記する必要がございますので、これにつきましては、認定基準に明記されておる部分等のこの項目について満たされないから不認定ですよというような形になる。これは法律的な部分の表現もかなり考慮した形での不認定理由ということになるうかと思います。以上です。

中尾委員 その建築確認でしたら設計図というものが最終的に出来上がりますよね,この建築確認の設計図通りに建築したら,確認通りの建物が出来ているかどうかという基準がありますわね,この景観の場合は認定基準,認定書というものが後で見てですね,この通りに建物ができているか,出来ていないかということの争いは残さないものですか。

東都市計画課課長補佐 それは確認も含めまして、図面通り出来ていないということもあるうかと思いますので、争いはゼロということではないと思います。ただ、先程言いました紫色の部分で、双方協議の上こういうことをやろうという確認ができたことについては、個々具体的な形で整理をしております。今考えておりますのは、その内容に合致した内容の図面・図書を申請図書の見解書 という中で、反映した形での図面を出して頂くということになろうかと思いますので、そういう意味では確認申請

での図面での確認というのとほぼ同じようなレベルでの確認がなされるというふうに 理解しております。

中尾委員 もう一つ,ついでに聞いておきますけれど,建築中にですね,認定して協議した以上に,ここは考えていたのと違っていたと,これの方がいいじゃないかという,途中でそういう考え方も出てくるかもしれませんね,難しい問題としては。そういう場合は何か手当てを考えていらっしゃいますか。

東都市計画課課長補佐 具体的なことはまだつめてはおりませんけれども。

岡松まちづくり・開発事業担当課長 その辺も同じように,その内容でもう一度変更の申請という形になると思います。

中尾委員 その時は認定をしておりましたから,不認定ということは非常に難しい。 岡松まちづくり・開発事業担当課長 基本的に先程から言っていますように,条例で やってきたものを,基準なんかも,ほぼ継続する考え方でおりますので,ただあくま でも実効性といいますか,事業者とか設計者の方のよりその景観に対しての検討を頂 くような,そういう意味合いでの制度を考えておりますので,その当たりをよろしく お願いします。

姉川委員 今日のこの内容で,建築物と緑化についてはある程度の方向というか担保されているという様なことが進められると思うのですけれども,建築物に附属しているというか附随している広告物はこれについて,私も景観審議会に入らしてもらっているので,意見を申し上げたのですけれども,広告物もやはり街の景観とかに非常に大事なものなので,何らかの形で組み入れて頂ける様なことを考えて頂きたいなと,その中で一点は,道路から1m突出することが可能なんですけれども,やはり自分の敷地内で広告物を納めるように,それを申し上げたのですけれども,そのとき言い忘れた件で,ネオンサインですね,ネオンサインについての街の景観としては,建物が出来て,緑化が出来て,ある程度の方向が生まれると思うのですけれども,広告物についての,やはり規制といいますか,ある程度の誘導,それもやはり入れておかないと街の景観としては,不足するのではないかなと,ネオンサインの話を言い忘れていましたので,一点申し上げておきたいと思います。

東都市計画課課長補佐 景観地区では屋外広告物は取り扱いが出来ないようになっておりますので,委員がおっしゃるように,屋外広告物も含めた景観のあり様というのは,トータルで審議される必要が当然ございます。ただ,出来ないことは出来ませんので,ただ,先ほど言いました,景観のあり方として,景観行政団体になってですね,景観計画を作ると屋外広告物についても,市の基準で取り扱い出来るようなことが出来る様になりまして,ただその財政的な面もありましてですね,県の交付金等の絡みもある中で,どういうやり方が良いのかというのも検討する必要がありますけれども,どの段階で取り扱いを探っていくと,ネオンサインにつきましても,現在の屋外広告物条例の中で,住宅系であります禁止地域につきましては,少なくとも露出したネオンサインは使用不可ということになっておりますので,商業系は出来ますけれども住宅地では,現在の屋外広告物条例でも露出したネオンサインは付けられないと。

姉川委員 商業地区でもですね,近商なり商業地区でもやはりネオンについてはある

程度の規制はした方がいいのではないかというふうに思います。

徳田委員 今日お話を伺って,あらかじめそんなに中身を見てきていなかったので勉 強になったのですけれども、5ページの理由書の中に、真ん中から後半に、「阪神・ 淡路大震災以降優れた住宅地景観が失われるなど、芦屋市の景観が大きく変わってき ており,芦屋らしい景観を継承しつつ新たな景観を創出するため,景観協議の実効性 を高めるような新たなシステムを早急に構築する必要がでてきた」ということで書い ていますけれども,今日のお話をお伺いしましたら,従来から住宅地がどんどんマン ションが建ってきて,ここに書いていますように「住宅地景観が失われる」というの は、別のアプローチで行くしかないと、建築基準法上による、いろんな容積率とか建 ペイの問題も大きな問題ですから、ここにいくら建物の長手方向、海や山の方向に向 けることとかですね、山や海への眺めを遮らない、またその景観を阻害しないために 云々ということでガイドラインに書いてありますけれども,こういった表現に留まっ て、なんらボリューム的なものは、この手法では縛ることが出来ないというふうな認 識でよろしいのですかね。基本的には建物のそういう純粋に見栄えの部分といいます か,そこら辺のことを縛るのが今回の目的で,従来の先ほどからのお話をお伺いしま したら、景観アドバイザー会議を主体的にやっている中での今回は補強という程度の ものと、根本的に住宅都市景観が失われるということを根本から改善する様なもので はないというふうな認識でよろしいのでしょうか。

東都市計画課課長補佐 例えばマンションなどの,大きなボリュームの規制をやらないのかというご質問でよろしいでしょうか。

徳田委員 そういった事とかですね,ここにガイドラインに例えばスリットにより部分的に見通しを作ることとか,山裾では山並みや緑が映えるよう建物の規模を小さくする,又は小さく見せる工夫をすることとか,逆に小さく見せる工夫というのは,そういう相談があったときに,こんな手法がありますよと説明できるのかなと思うのですよ。

東都市計画課課長補佐 現在もそうですけれども、いわゆる建ペイなり容積なりの認められている部分の目一杯使っている部分を、それは駄目ですという様な言いかたはしておりませんし、それはかなり難しいかなと思うのですけども、どうしても、例えば、高さを抑えるであるとか、そういったことになれば、別枠の規制を新たに作らないと、それを作るに当たりましては、それ相当の住民の同意等を得る中でのものでないと出来ないというのがありまして、地区計画にしろ特別景観地区にしろ、今回でない別の機会にそういった手続きをしながらやっていかないとだめな部分でして、ですからボリュームそのものを抑える様なことは基本的には、今もやっておりませんし、今回も考えておりません、あくまでも、それをどう見せるかという配慮をして頂くという協議なりアドバイスをしながら、それを実行して頂くようなことにして頂くということに留まっておると。以上です。

徳田委員 となればこの理由書の書き方は大言騒々し過ぎるのと違うかなと,住宅地景観が失われるというのだって,今回の手法によって大きく改善できるような印象を与えてしまうのでね,これはちょっとどうかなと,まあ表現の僕が感じた部分として

指摘しておきます。それとあと先ほど内田委員の方からご指摘がありましたけれども, 東京の楳図邸とか京都嵐山のビートたけしのカレーハウスなんかでいろんな物議をか もしたことがありますけれども,この10ページの認定基準で例えば外壁の色をこう いろんな形で, は赤系統の色相使用する場合は彩度6以下とか, が黄色ですね, 彩度4以下,まああの全体的には右のガイドラインで,けばけばしい色彩を防止する ため云々と入っていますけれども,この の赤と の黄色をですね,組み合わせて作 った家があって,両方とも彩度が赤のものが6以下やと,黄色は4以下やと,まあ, あの市内の阪神タクシー,白と黒のはずなんであれも個人的にはどうかと思っている のですけれども,そんな外壁の色が出て来たら,組み合わせはあかんとかですね,そ こら辺で指摘はして頂きたいとは思いますけれども,そこら辺は大丈夫でしょうね。 東都市計画課課長補佐 同じ様な議論が景観審でも出ておりまして,今議論になって いる武蔵野のまことちゃんハウスは赤と白の縞模様で,このその他の建築物の赤の彩 度6というのは,かなり,赤レンガ等を想定した赤ですのでかなり彩度が高うござい ます,大規模のやつはもうちょっと4まで抑えておりますけれども,戸建てについて は6,県の基準を採用させて頂いております。となりますと,まことちゃんハウスは 赤の色と、白の色で行くと色目では合格という、規定に合っているということです。 ですからその,まことちゃんハウスを想定して縞模様は駄目ですという様なことを書 いたとしましても,今度は水玉模様の家ができたらどうなんかという様な話になりま すので、そういう個々の判りやすい明記というのは基本的に出来ないということにな るかと思います,そういう意味で先ほど説明しました,前文であります,周辺環境と の調和に配慮した「けばけばしくない配色とすること」という部分を持ってですね、 今の段階では行政指導という形での指導に留まっている, ただ景観地区という法律で 基づいた地区指定をするわけですから,今以上の行政指導を持ってですね,臨みたい とは思いますけれども、あくまでも行政指導の範中を超えない程度。

徳田委員 その,けばけばしい色彩云々でそれなりにしていくということですね。仮に例えば外壁の色彩の所でですね,基調となる色は一色でかつ98%以上外壁の面を使用するということとか,そんなことは入れられなかったのですかね。

東都市計画課課長補佐 まだ決めておりませんので,入れようとすれば入れられるのですけど。今の議論の延長線上にあると思うのですけれども,そしたら98が良いのかですね,96が良いのかそういった議論の中で,いわゆる定量の中の議論になりますので,定性という様な扱いが逆にし難くなる面がございますから,今の色指定の部分以外は前文に掲げている文言で少なくとも行政指導をしていくという方法がよりベターではないかというふうに考えております。

森津会長 中身のこの文章については、景観審議会でかなり揉んで頂いていると思うのですけれども、計画書に表す特に制限のところというのは、出来るだけ曖昧さがない方が良いかと思うのですね、少なくとも逆向きの解釈が成り立たつというのは好ましくないと思いますけれども、この位置・規模の1番ですね、山海などへの眺め、この文では、どこからの眺めなのかということが書いていないのですよね、ですからこの解釈によっては、その建物自身から山の眺めが良いでしょうと、だから問題ないで

しょうと言われると,これ成り立つのですよね。これ,ですから,もう少しきちんと した書き方しないと危ないかなというふうに思うのですけれどもね。

他いかがでしょうか。

小路委員 細かいことなのですけれども、12ページの表の中で、改訂後の方でアドバイザー会議の中で、見解書が大規模と超大規模があるというのは、これは現行のやつをある程度残すという形で今もこの形で行っていると読み取ればよろしいのでしょうか。

鹿嶋まちづくり・開発事業担当主査 現在行っています,自主条例の中での超大規模と大規模と分けておりまして,超大規模の建築物に関しましては,景観のシュミレーションを求めて提出して頂くと,いったものを行っております。通常の大規模建築物であれば,届出をして頂いてアドバイザー会議で協議をさせて頂くと,その前段で事前協議ということで,そういった景観のシュミレーションといったものを提出して頂いて,ボリュームのチェックといった個々具体の項目ということではなくて,大きな視点から建物の景観に対する影響といったものをチェックしましょうという考え方でしておりました。そういう考え方を踏襲したということで,見解書の ということで,(大規模),(超大規模)と分けておりますのは,見解を書く上でそういった景観のシュミレーションについては,超大規模につては引き続き求めていくといったようなことを考えております。

森津会長 条例の方ではこれが残るということですね。

鹿嶋まちづくり・開発事業担当主査 はいその通りです。

森津会長 ではよろしいでしょうか。それでは説明事項については,これで終了させて頂きたいと思います。次は報告事項が2件ございますが,これは合わせて事務局からご説明をお願いいたします。

野々上都市計画課課長補佐 都市計画課の野々上と申しますよろしくお願いいたします。座って報告させて頂きます。議題の2番の報告事項, と を続けてご報告させて頂きます。まず の報告事項でございますけれども,阪神間都市計画区域区分の見直しに伴う芦屋市素案の閲覧結果についてご報告させて頂きます。事前に送付しております,一枚ものの資料,左の上の方に「報告事項・その他の資料」としまして「阪神間都市計画区域区分の見直しに伴う芦屋市素案の閲覧結果の資料」をご覧下さい。この防砂の施設の変更に伴いまして,区域区分の変更素案を,先月,4月4日から4月25日まで閲覧を行いました結果,窓口での閲覧者数1名で,意見書の提出はございませんでした。また,電話での問い合わせも数件ございましたけれども,変更素案に対する意見はございませんでした。案に対する意見もございませんでしたので,この案を持ちまして区域区分の変更手続きを進めて行きたいと考えております。

続きまして、報告事項の2番、広域都市計画基本方針についてご説明申し上げます。 本日お配りしました資料で、ホッチキス止めで、右上の方に四角く囲んである所で、 作成年月日20年5月7日、作成部局が兵庫県の都市計画課とあって、この資料から 見て頂きまして、前々回の都市計画審議会、昨年の12月18日ですけれども、この 基本方針について簡単な概略をご報告しておりますが、その後に県の方がパブリック コメントを行ないまして,この5月に基本方針が策定をされております。本日は策定されたということで,芦屋市に該当する分,この部分を資料提供という形になりますけれどもご用意しております。この資料は経緯と広域都市計画基本方針の概要版と阪神間の概要版を用意しております。それと本日の資料で一枚もののタイトルが「提出された意見等の概要とこれに対する考え方」でお配りしておりますけれども,パブリックコメントを平成20年1月30日から平成20年2月19日までされております。

期間中8件意見がございまして、8件、4人の方からでございますけれども、共通編に関する意見が5つと、地域別で西播磨、丹波、淡路に関する意見ということで3件ございました。阪神間についてのご意見はございませんでした。これらの意見を受けまして、ホッチキス止めの、厚くなってございますけれども、「広域都市計画基本方針」ということで資料を配布させて頂いております。この基本方針を5月7日に策定されております。基本方針には共通編と7つの地域がございまして、それぞれあるのでございますけれども、今回は芦屋市の関係する部分だけを入れておりますので、他の地域につきましては、兵庫県のホームページの方をごらん頂いたらと思います。内容につきましては、申し訳ございませんけれども、兵庫県策定ということで、時間の都合等ありまして、説明は省略させて頂きまして、今回は資料提供という形にさせて頂きます。

以上で報告事項の2件を終わらせて頂きます。

森津会長 それでは,ご質問ご意見ありましたらどうぞ。

内田委員 一つだけ、本筋から外れる話ですけれども、報告事項 で見せて頂いた資料で、芦屋市のホームページでも閲覧ということで、非常に良い事だと思うのですけれども、閲覧された人数というか、アクセス数部分で確認されているとかということと、意見書の受付の方はどうなっているのでしょうか。

野々上都市計画課課長補佐 ホームページの方ではカウンターは設けておりませんので,芦屋市全体のホームページのカウンターは設けておるのですけれども,この部分だけのカウンターというのは設けていないので,何人アクセスしたかは判らないのです。意見書の方はメールなどで芦屋市の方へ来るようになっているので,その分についてはございませんでした。

内田委員 積極的にこういったものを見て頂いて,意見をもらうという方向で行くと, 細かくアクセスログをとっても仕方ないと思いますが,反応状況がわかる様な,芦屋 市のホームページ全体ではなく,もう少し細かく判る様な,或いは閲覧したすぐ近く の所から,意見を出せるとかを今後やっていただけるとよい。

野々上都市計画課課長補佐 システム上難しいかもしれませんが,その件についてはカウンター等を設けることが出来ると思いますので,今後検討してまいりたいと考えております。

森津会長 他いかがでしょうか,よろしいでしょうか。それでは無いということで, 質疑のほうはこれで終わらせて頂きたいと思います。これで,議題・報告事項を終わ りますけれども,その他につきまして事務局から説明をお願いします。

野々上都市計画課課長補佐 5番その他のところでございますけれども,今年度最初

の審議会ということで、平成20年度の都市計画審議会の開催年間予定をご説明いたします。事前に配布しております、最後の一枚ものの資料、A3で折り込んでいる年間の予定表をご覧下さい。今年度の案件としまして、左に案件を書いておりますけれども、全体で10件ほどございます。今年度線引きの見直しがございまして、それに関連する、用途地域であるとか、高度地区であるとか、準防火等ありまして、これが一まとめで同時並行という形で流れていきます。今回ご説明した景観地区についてもこの表の様な形で進めてまいりたいと考えております。地区計画につきましては、3件ございまして、この分につきましても、この表の通り進めてまいりたいと考えております。平成20年度としましては、全体でいいますと5回から6回開催する予定でございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

森津会長 今の開催予定ですが,何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。それではそれ以外に事務局の方から何かありますでしょうか。

事務局(林)それでは事務局から,委員の退任について報告させて頂きます。芦屋市の都市計画審議会条例では,委員の任期については,2年となっております。また,芦屋市の附属機関等の設置等に関する指針では,委員の在任期間を10年と定めております。この規定に基づきまして,本日の審議会をもって,中尾委員,それから姉川委員が退任されることになりました。中尾委員におかれましては,平成9年11月に就任いただきまして,10年以上の長きに渡り,本市の都市計画についてご審議頂き誠にありがとうございました。それと,姉川委員におかれましては,平成18年に市民委員の公募ということで2年間にわたりまして,ご審議いただきました。どうもありがとうございました。それでは恐れ入りますけれども,中尾委員から順に,一言だけ簡単にご挨拶よろしくお願いいたします。

中尾委員 長い間お世話になりました,ありがとうございました。

姉川委員 姉川です,約2年間ですけれども,この審議会に皆様と同席させていただ いて,有意義な議論が出来たことをありがとうございます。1・2分時間を頂きまし て,もともと,こういう場に出席させて頂くようになりましたのは,震災の区画整理 の地域に,私は西部地区だったのですけれども,それに入っておりますことによりま して,まちづくりに興味を持たざるを得ない,そういう状況でまちづくり,わが周辺 のまちづくりはまったくわからない状況で、仕事人間だったわけですけれども、建築 の仕事の関係上どうしても興味をそちらに行くことになりまして、その住民の考え、 住民のレベルから,出来るだけその多くの中では市民意識をもう少し高める必要があ るなということも痛切に , 1 0 年間ぐらい区画整理の中で感じておりました。そのよ うなことで興味を持って,参加させて頂いたような訳で,最近森林ボランティアとい う活動がありまして,芦屋の財産区を借りまして,森林のボランティアをして,フィ ールドワーク的に参加させて頂きました。私の目的は,芦屋川・宮川といいますのは, 芦屋の骨ですけれども,その背骨をよくするというか,水質は芦屋川は非常に良いの んですけれども、水量が減って来ている。というふうに私自身が感じておりまして、 そのために,山を良くするということが明らかにプラスに働くなということを思って おりまして,ボランティアとして参加させて頂いております。その中では中学生,ト

ライアルですね、中学生が同じ時期にだけ1週間ぐらい一緒に活動しているのですけれども、そういう中で思い始めているのですけれども、それは今思い始めているだけなのですけれども、川とか山とかいう特化した場所じゃなくって、こういう旧のまちの中で、小学生くらいから、低学年のころから一緒にまちに興味を持つ、いうなことをもう少し積極的にやる必要があるなと、教育という様な一環になるかも知れないのですけれども、低年齢の子どもたちと一緒にまちを知るという様なことが、森林ボランティアをやりながらそういう様なことを最近思い始めております。どんな形になるか分かりませんけれども、まちにもう少し、我々大人だけではなく、小さい子供達が何かの形で興味を持ったり、そういうことが必要ではないかと最近思っております。ありがとうございました。

事務局(林)どうもありがとうございました。それでは,岡本副市長から挨拶させていただきますのでよろしくお願いします。

岡本副市長 森津会長様をはじめ、委員の皆様方は2年間の任期の期間、本当にご苦 労様でした。6月からはまた新しい体制でご審議の方よろしくお願いしたいと思います。それから中尾委員さん、10年6ヶ月余りに渡りまして、西部の土地区画整理事業それから、南芦屋浜の地区計画それから市内全体の地区計画についてご審議頂き本 当にありがとうございました。姉川さんも市民代表として色々とご意見を頂きまして、ありがとうございました。今後ともよろしくご指導頂きます様お願いいたします。本 当にありがとうございました。

事務局(林)ありがとうございました。事務局からは以上でございます。

森津会長 それでは長時間にわたり,熱心にご議論頂きありがとうございました。本日はこれにて閉会させて頂きます。

閉会